

文部省訓令



本 省 各 部

139

文部省分課規程中左ノ通改正ス

昭和二十一年三月六日

文 部 大 卦

山崎 139

第九條第一項中「及第二編修課」ヲ「、第二編修課及調查課」ニ改ム

同條第二項第三號中「調査ハ」ヲ削リ第六號中「教科用圖書調査會」ヲ

「教科用圖書委員會」ニ改ム

同條第三項及第四項ヲ左ノ如ク改ム

9-2
1-3

第一編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國民科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 二 教育科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 三 外國語科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 四 前各號ニ關スル概定及認可ヲ要スル教科用圖書ノ調査ニ關スルコト

ト

第二編修課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 地政科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 二 實業科（外國語ヲ除ク）ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 三 総政科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 四 藥科ニ關スル教科用圖書ノ編輯ニ關スルコト

五 各號ニ譲スル 檢定及認可ヲ要スル 教科用圖書ノ調査ニ譲スルコト

調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教科用圖書及教材ニ譲スル 調査研究ニ譲スルコト

二 教科用圖書及教材ニ譲スル 内外文獻並ニ資料ノ蒐集、整理及編集
布ニ譲スルコト

三 教科用圖書及教材ノ翻譯ニ譲スルコト

四 語ノ調査及整理統一ニ譲スルコト

五 語審議會ニ譲スルコト

